解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月二十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

大阪市生野区中川六丁目六番二三号
韓国殉教者修道女会
清算人　神田　裕

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

東京都中央区新川二丁目六番八号
全国鐵構工業厚生年金基金
代表清算人　松田　清明

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月二十二日富山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

富山県高岡市戸出町五丁目五〇一〇番地
高岡市戸出中之宮土地区画整理組合
清算人代表　桶澤　辰己

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに長野県知事の認可により、平成二十九年二月二十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

長野県上田市真田町本原五四五番地
医療法人隆生会
清算人　小玉　眞夫

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十九年三月二十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

大阪府大阪市中央区久太郎町一丁目八番九号
西部塗料商業厚生年金基金
代表清算人　小島　正勝

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年三月十三日広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

広島県広島市南区的場町二丁目六番七号
広島駅南口Ｂブロック市街地再開発組合
代表清算人　前岡　眞仁

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年五月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、平成二十九年三月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年四月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年四月六日

三重県四日市市中川原三丁目六番二三号
医療法人社団理仁会
清算人　宇井　美穂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県土浦市中村西根一九五七番地、最後の住所茨城県土浦市右籾二九七〇番地六
被相続人　亡　島田　次男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

茨城県土浦市中央一丁目一五番六号
相続財産管理人　弁護士　磯山　貴洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市大町二九五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　君島富士子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

事務所栃木県佐野市赤坂町九六〇番地一二
相続財産管理人　弁護士　作田　憲護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区幸町二九番地、最後の住所東京都板橋区大谷口北町二二番六―二〇一号レーベンハイム中板橋
被相続人　亡　持田　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

東京都千代田区麹町五―三麹町秋山ビルディング九階篠崎綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　篠崎　正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西蒲田六丁目一七番地、最後の住所東京都大田区東嶺町一八番二号
被相続人　亡　立石　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

東京都港区愛宕一―三―四愛宕東洋ビル五階芝綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　工藤　英知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県羽咋郡志賀町相神二三三番地、最後の住所石川県七尾市本府中町レ部三三番地三〇さくらそう　被相続人　亡　中野谷義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

石川県羽咋郡志賀町富来領家町ソの九番地二、事務所石川県羽咋郡志賀町堀松七の一番地一四植木組ビル二階
相続財産管理人　佐々木善基

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市北野町二丁目一〇九番地、最後の住所福井県鯖江市御幸町三丁目七番二三号市住　七〇二　被相続人　亡　嶌田　義己

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月六日

事務所福井市春山一丁目八番二号　宮本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　石倉大志郎

平成28年度決算公告

平成29年4月6日

本店所在地：アメリカ合衆国ヴァージニア州フォールズチャーチフェアヴューパークドライブ2980

ノースロップ・グラマン・インターナショナル・インク

代表取締役　ジェリー　スプルイル

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）（単位：千ＵＳ＄）

科目	金額	科目	金額
流動資産	323	流動負債	28
固定資産	42	固定負債	977
その他		負債合計	1,005
		資本金	0
		利益剰余金	△640
		（うち当期純損失）	(1)
		純資産合計	△640
資産合計	365	負債・純資産合計	365